

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月30日

【会社名】 シティグループ・インク
(Citigroup Inc.)

【代表者の役職氏名】 ジミー・ヤン
秘書役補佐
(Jimmy Yang, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
グリニッジ・ストリート 388
(388 Greenwich Street, New York, New York, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 杉本文秀

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7133

【事務連絡者氏名】 弁護士 新木伸一
弁護士 伊藤昌夫
弁護士 北川貴広
弁護士 山口茉莉子
弁護士 大淵哲
弁護士 倉知紗也菜
弁護士 九本博延
弁護士 刀祢諒輔
弁護士 池田直樹
弁護士 松尾直哉
弁護士 及川界
弁護士 二本松直樹

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7233/03-6889-7257/03-6889-7463/03-6889-7265
03-6889-7256/03-6889-7316/03-6889-7435/03-6889-7484
03-6889-7405/03-6889-7469/03-6889-7504/03-6889-7528

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 本書において便宜上、一部の財務情報は米ドルから日本円に換算されています。当該換算は、別段の記載がない限り、2018年3月28日東京時間午前9時55分、シティバンク銀行株式会社発表のCitiFXベンチマークレート\$1=105円48銭の換算レートで計算されています。当該換算は、米ドルが当該換算レートまたはその他の換算レートで日本円に換算されたこと、換算され得たこと、または換算されたかもしれないことの表明であると解釈されるべきではありません。

1 【提出理由】

シティグループ・インクおよびその連結子会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しました。したがって、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2017年12月22日

(2) 当該事象の内容

2017年12月22日、米国において減税および雇用法（以下「税制改革」といいます。）が制定されました。同法には、法人税制に対する多くの変更が盛り込まれていますが、その中には法定税率21パーセントへの引き下げ、地域別税制および米国外子会社の利益のみなし本国還元が含まれます。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

シティグループの2017年度通年の業績には、税制改革の影響に関連する一時的な非現金性費用の見積額である226億ドル（2,383,848,000,000円）が含まれていました。税制改革の影響を含め、シティグループは、2017年度通年の当期損失として68億ドル（717,264,000,000円）を計上しました。これに対し、2016年度通年の当期利益は149億ドル（1,571,652,000,000円）でした。税制改革による影響を除くと、シティグループの当期利益は158億ドル（1,666,584,000,000円）で、前年比6パーセントの増加でした。税制改革の最終的な影響は、特にシティグループが作成した想定の変更、米国財務省が発行する可能性のある追加指針により、これらの見積額とは異なる可能性があります。